

[事案 2019-139] 裁定審査会に対する見解開示請求

・令和元年9月4日 不受理決定

<事案の概要>

減額時の解約返戻金に対する必要経費について、契約者からの問い合わせがある場合、保険会社は開示すべき情報かどうかの判断を求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

申立内容の適格性について審査を行った結果、当審査会は、保険契約上の権利等に関する紛争を解決するための機関であり、一般的な照会に対して見解を示すことを目的とした機関ではないことから、申立てを不受理とした。